

睡眠不足に起因する事故の防止対策の強化について

国交省では平成30年6月から、バス・タクシー・トラック事業について、事業者は睡眠不足の乗務員を乗務させてはならないこと等を明確化し、点呼簿の記録事項として睡眠不足の状況を追加することとなりました。

今回の改正に伴い、トラック事業者（以下「事業者」という。）の皆様には更なる事故防止に向けた意識向上を図るため、確実な対面点呼の実施と健康状態の把握をお願いします。

記

1. 改正の概要

[1] 旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正

- ・ 事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加。
- ・ 事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加。
- ・ 運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加。

[2] 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加。

(参考) 上記に対応した点呼記録簿（日帰用・中間点呼用）及び運行管理規程は（一社）群馬県トラック協会ホームページ内「帳票類」に掲載しておりますので参照してください。

2. スケジュール

公布：平成30年4月20日（金）

施行：平成30年6月1日（金）

事業者の皆様には点呼記録簿の乗務前点呼及び中間点呼の「疾病・疲労等の状況」の項目に「睡眠不足」の追加（改めて睡眠不足の項目を追加しても構いません。）及び運行管理規程の変更をお願いします。

また、点呼時には運転者からその日の心身状況を聴取し、疾病・疲労・睡眠不足その他安全な運転ができないおそれの有無について確認をお願いします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821